

山口県特定歴史公文書利用等規則

令和6年3月22日
山口県規則第13号

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県公文書等管理条例（令和五年山口県条例第一号。以下「条例」という。）第三十一条第一項の規定に基づき、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄について必要な事項を定めるものとする。

(実施機関からの受入れ)

第二条 知事は、実施機関が保存する歴史公文書の保存期間が満了したときは、速やかに当該歴史公文書を受け入れるものとする。

2 知事は、前項の規定による受入れに係る特定歴史公文書について、次に掲げる措置を講じた上で、当該特定歴史公文書が大量である場合その他やむを得ない場合を除き、当該受入れの日から一年以内に排架を行うものとする。

- 一 生物による被害の防止その他の保存に必要な措置
- 二 識別を容易にするために必要な番号（以下「識別番号」という。）の付与
- 三 条例第十五条第一項第一号イからニまでに掲げる情報が記録されているかどうかの審査
- 四 条例第十四条第四項の規定による目録の作成

(保存方法等)

第三条 知事は、特定歴史公文書について、専用の書庫において保存するものとする。

- 2 知事は、前項の書庫について、温度、湿度及び照度を適切に管理するとともに、災害、犯罪及び生物による被害を防止するための適切な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、特定歴史公文書のうち電磁的記録については、その種別を勘案し、当該特定歴史公文書を利用できるようにするため、記録媒体の変換その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(複製物の作成)

第四条 知事は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するため、適切な記録媒体により複製物を作成するものとする。

(個人情報の漏えいの防止のために必要な措置)

第五条 条例第十四条第三項の個人情報の漏えいの防止のために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 第三条第一項の書庫の施錠その他の物理的な接触の制限
- 二 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置
- 三 特定歴史公文書を取り扱う職員に対する教育及び研修の実施
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める措置

(目録の作成及び公表)

第六条 条例第十四条第四項の必要な事項は、次に掲げる事項（条例第十五条第一項第一号イからニまでに掲げる情報に該当するものを除く。）とする。

- 一 分類及び識別番号
- 二 名称
- 三 移管をした実施機関の名称
- 四 移管を受けた時期
- 五 保存場所
- 六 媒体の種別
- 七 インターネットを通じた複製物の公開の有無
- 八 利用可能な範囲の区分
- 九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、条例第十四条第四項の目録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(本人であることを示す書類)

第七条 条例第十六条の利用請求をする者は、知事に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- 一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため知事が相当と認める書類
- 2 次条第二項の特定歴史公文書利用請求書を知事に送付して条例第十六条の利用請求をする場合には、当該利用請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写しその他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして知事が相当と認める書類(利用請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)を知事に提出すれば足りる。

(利用請求の手続)

第八条 条例第十七条第一項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 識別番号
 - 二 求める利用の方法
- 2 条例第十七条第一項の書面は、特定歴史公文書利用請求書(別記様式)によらなければならない。

(利用決定の通知)

第九条 条例第十八条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 利用させる日時
 - 二 利用させる場所
 - 三 利用の方法
- 2 条例第十八条第一項ただし書の規則で定めるときは、利用請求があつた日に当該利用

請求に係る特定歴史公文書を利用させるときとする。

(第三者に通知する事項)

第十条 条例第二十一条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 利用請求の年月日
- 二 利用請求に係る特定歴史公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- 三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第二十一条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 利用請求の年月日
- 二 情報公開条例第七条第一号ロ又は同条第三号ただし書の規定の適用の区分及び条例第二十一条第二項の規定を適用する理由
- 三 利用請求に係る特定歴史公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- 四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第二十一条第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 利用請求の年月日
- 二 利用請求に係る特定歴史公文書の利用をさせようとする理由
- 三 利用請求に係る特定歴史公文書に付されている条例第九条第六項の規定による意見の内容
- 四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(電磁的記録の利用の方法)

第十一条 条例第二十二条の規則で定める方法は、電磁的記録の開示の方法に関する規則(平成十三年山口県規則第四号)に規定する方法(同規則第一項第三号ニに掲げる方法を除く。)及び電磁的記録を電子情報処理組織を使用して利用させる者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法とする。

(簡便な方法による利用)

第十二条 知事は、特定歴史公文書について、その複製物に係る情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公開することにより、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(効果的な利用の確保)

第十三条 知事は、特定歴史公文書の効果的な利用を確保するため、特定歴史公文書の利用及び検索方法に関する情報の提供を行うものとする。

(移管元実施機関に対する貸出し)

第十四条 知事は、特定歴史公文書を移管した実施機関に、条例第十五条第一項の規定により当該特定歴史公文書を利用させる場合において、当該実施機関が当該特定歴史公文書の貸出しを希望したときは、二週間を限度として、その貸出しを行うことができる。

(特定歴史公文書の廃棄)

第十五条 条例第二十九条の特定歴史公文書として保存されている文書等が歴史資料として重要でなくなったかどうかの認定に当たっては、特定歴史公文書が劣化して判読及び修復ができなくなったかどうかにより判断するものとする。

2 知事は、特定歴史公文書の廃棄を行った場合には、当該廃棄に関する記録を作成し、及び公表するものとする。

(その他)

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、第十一条の規定の適用については、同条中「方法とする」とあるのは、「方法のうち、当該方法による利用に要する専用機器が整備されたものとする」とする。
- 3 条例附則第九項の規定により特定歴史公文書とみなされた文書等及び簿冊等（以下「みなし特定歴史公文書」という。）については、第二条第二項中「前項の規定による受入れに係る特定歴史公文書」とあるのは「条例附則第九項の規定により特定歴史公文書とみなされた文書等及び簿冊等（以下「みなし特定歴史公文書」という。）」と、「当該特定歴史公文書が大量である場合その他やむを得ない場合を除き、当該受入れの日から一年以内に」とあるのは「当該みなし特定歴史公文書の利用に資するよう計画的に」と読み替えるものとする。
- 4 知事は、みなし特定歴史公文書について、第六条第一項各号に掲げる事項を目録に記載することが困難である場合には、これらの規定にかかわらず、当分の間、その記載することが困難な事項を記載しないことができる。

